# 自動継続期日指定定期預金規定〈自動継続型〉

### 1. (預入れの最低金額)

自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口100円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

#### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳(証書表面)記載の最長預入期限に元利金の合計額(元利金継続方式) または元金のみ(元金継続方式)のいずれかあらかじめ指定された方式によって前回と同 一の期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳(証書表面)記載の最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

## 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳(証書表面)記載の据置期間満了日 (預入日、または継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定 することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を 必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金 額で指定してください。
- (3) 前項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時に この預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部の 金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前2項による満期日の指定がない場合は、通帳(証書表面)記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、もしくは 最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱いま す。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (6) 継続停止の申出がない場合、第3項のこの預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いとします。

#### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は継続日(解約するときは解約時に、)預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、通帳(証書表面)記載の「2

年未満」の利率

- ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、通帳(証書表面)記載の「2年以上」 の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、 満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から 解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通 預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を各種定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、①~⑥までの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日改定)